

いなづま

題字 小寺寛一

発行所 函館地方電気工事協同組合
 編集総務部
 住所 函館市日乃出町7番22号
 印刷所 畠山印刷



就任あいさつ

理事長 大倉伸夫



昭和五十九年度の総代会を終え、引続き理事長を担当いたすことになりました。時節柄改めてその責任の重さに焦りさえ感じております。

健康上の理由もあり両副

理事長はじめ役員の皆様にご苦労をかけるとは思いますが、夫々にご協力をいただいて任期を全ういたしたいと思いますので、宜敷くお願ひいたします。

電気工事業が大変な商売であることは、組合員の皆様が一番理解している事であります。実際に乏しい工事を公平に分け合うなどと言うきれいな状況ではなくなりました。

数少ない工事を、民間公共を問わず特A級の業者がむさぼるが如くと表現してもはばからない程、どん欲に奪い去っていくのです。

地元函館の我々は散々な目に合っているのが実情でありますから、組合員の皆様はそれ等の時流に流される事なく、組合を中心とした業界の若返りや近代化を図りニユーメディア等の新技術も取り入れて、夫々の自己防衛を図っていただきたいと願う次第であります。

景気はこれ以上良くなることは先づないでしょから、自ら仕事を求める姿勢の中から勝残の努力をして下さい。

いづれにしましても、電気事故、交通・労働災害を含めゼロ災害を目指して各位のご家族、従業員の皆様のご健康を心から祈念いたし再任のごあいさつといたします。

役員会だより

第八回役員会

五九・一・二七

(一)、煙山電気商會代表者母堂ご逝去
(二)、和島電氣商會代表者令室ご逝去
(三)、㈱工藤電氣商會代表者ご逝去
(四)、鈴木電器商會代表者母堂ご逝去

一、慶弔報告
二、貸付報告

一〇社 四一〇万円

三、各支部報告並提案事項
東支部＝新年会を開催した。

八雲支部＝各ブロック毎に新年会を開催した。

四、総務委員会事項

(一)、事務局職員の冬期手当支給報告

(二)、組合創立三五周年記念式典および新年宴会の開催要領について

(三)、新規加入申込について

四、道工業組合総代会並連合会創立三〇周年記念式典

（内）念式典の出席について

（内）貸付金返済不履行者の処置について

（内）財テクノポリス函館技術振興協会基金の募集について

（内）函館総合高等職業訓練校卒業生の求人について

（内）赤川支部長代行について

（内）大鎌電氣㈱代表取締役専務大鎌哲夫が支部長代行となつた。

（内）技術・教育委員会事項

（内）配電設工事について

（内）主任電氣工事研修会の日程変更について

（内）工事施行上の留意点について

（内）北電（函館営業所）業務研修会について

（内）工事施行上の留意点について

（内）主任電氣工事研修会について

（内）主任電氣工事研修会について

（内）主任電氣工事研修会について

（内）主任電氣工事研修会について

（内）主任電氣工事研修会について

（内）主任電氣工事研修会について

（内）主任電氣工事研修会について

第九回役員会

五九・三・六

一、慶弔報告
（一）㈲本間組代表者母堂ご逝去

（二）司電気工事店代表者母堂ご逝去

二、貸付報告

五社 二三〇万円

三、道工業組合総代会並連合会創立三〇周年記念式典の報告について

四、各支部報告並提案事項

（一）福島支部＝総会を開催、支部長に大久保電氣㈱が選任された。

（二）八雲支部＝（森ブロック）安全大会を開催した。

（三）北支部＝新年会を開催した。

（四）中渡島支部＝研修旅行を実施した。

五、総務委員会事項

（一）創立三五周年記念式典ならびに新年宴会の費用報告

（二）各支部総代の選出について

（三）新規加入申込について

（四）組合脱退について

（内）煙山電氣商會（中渡島支部）承認

（五）支部運営費の支出について

（内）貸付金返済不履行について

六、技術・教育委員会事項

（一）北電業務研修会の報告

（二）主任電氣工事研修会について

（三）主任電氣工事研修会について

（四）主任電氣工事研修会について

（五）主任電氣工事研修会について

（六）主任電氣工事研修会について

（七）主任電氣工事研修会について

（八）主任電氣工事研修会について

（九）主任電氣工事研修会について

（十）主任電氣工事研修会について

（十一）主任電氣工事研修会について

六、事業委員会事項
(一)、道府建設工事人札参加資格審査申請書付票について
(二)、40A～60A電流制限器の取付について
(三)、全国電氣使用安全月間実施結果報告
(四)、各種共済制度の加入促進について

（内）計器施工業者基準（案）について
(一)、40A～60A電流制限器の取付について
(二)、全国電氣使用安全月間実施結果報告
(三)、大同生命团体共済保険料の改訂について

組合行事

1月6日 御用始

13日 総務委員会議

14日 八雲支部八雲ブロック、北檜山ブロック会議兼新年宴会

17日 技術・教育委員会議

20日 道工業組合役員会・委員会に大倉理事長、吉田副理事長出席

21日 道工業組合会計監査に吉田副理事長出席

24日 北支部会議

25日 東支部会議兼新年宴会

26日 赤川支部役員会

27日 青年部役員会

28日 組合創立三五周年記念式典及新年宴会（於五嶋軒本店）

29日 第八回役員会（同右）

30日 交通安全特別講話（同右）

江差支部新年宴会

31日 第三回函館営業所地区北工連絡会議に吉田副理事長ほか委員一五名出席

2月4日 八雲支部八雲ブロック会議

76日 北電下期業務研修会

出席者＝七二社 一〇三名

109日	中渡島支部研修旅行（於浅虫）
14日	全日 江差支部会議
15日	西支部会議
16日	道厚生年金基金役員会・代議員会に大倉理事長出席（於札幌市）
15日	北支部会議兼新年宴会
16日	八雲支部北檜山ブロック会議
20日	道工業組合三役会議に大倉理事長出席
20日	北電関連工事函館營業所安全衛生協議会冬季安全大会に参加（於函館市体育館）
24日	松下電工経営研修会（四〇名参加）
25日	青年部新年宴会
25日	函館建築工業協同組合創立二〇周年記念式典に細川副理事長出席（ホテル函館ロイヤル）
26日	福島支部総会（於知内町）
27日	全日電工連理事会に大倉理事長出席
28日	道工業組合総代会ならびに連合会創立三〇周年記念式典に大倉理事長ほか役員一〇名出席（於東京都）
28日	八雲支部森ブロック安全大会
3月6日	第九回役員会
9日	東支部会議
10日	江差支部会議
12日	八雲支部森ブロック会議
14日	渡島支庁による電気工事業法立入検査
14日	西支部会議
15日	全道事務長会議に吉田副理事長、坂本事務局長出席（於札電協）
14日	中渡島支部会議
15日	八雲支部北檜山ブロック会議
16日	全日 江差支部役員会

19日	総務委員会議
20日	八雲支部役員会
21日	中支部会議
22日	渡島支庁による電気工事業法立入検査
23日	道工業組合役員会に大倉理事長、吉田副理事長出席
23日	昭和五九年度主任電気工事士研修会
28日	（出席者 一三八名）於ホテルアカシヤ小規模企業振興委員協議会に坂本事務局長出席（函館商工会議所）
4月2日	総務委員会議
3日	北支部会議
4日	八雲支部八雲ブロック会議
7日	八雲支部八雲ブロック会議
10日	定期健康診断実施（受診者一四五名）
11日	道工業組合技術・経営委員会に吉田副理事長出席（於北電本店）
13日	東支部会議
13日	江差支部会議
14日	労働保険年度更新事務取扱
14日	八雲支部総会（於今金町）
16日	青年部総会
16日	総務委員会議
18日	第三者損害賠償制度調査委員打合会に大倉理事長、西岡理事出席（於札電協）
20日	第一回役員会
20日	中渡島支部会議
24日	北電関連工事函館營業所安全衛生協議会に出席
24日	総務委員会議
23日	北電関連工事函館營業所安全衛生協議会に出席
27日	中央会道南支部総会に坂本事務局長出席（於拓銀ビル）

組合員の異動

||商号・代表者・住所の変更||
(新) (旧)

一、(有)丸石電気商会

函館市宮前町一二一五 亀田郡七飯町字大川

電話 四二一〇四〇四 二二七一一三

一、東和電気

代表者 長谷 守 代表者 長谷政明

一、館脇電気工業

(有)館脇電気工業

一、日栄電気

亀田郡七飯町字飯田町 亀田郡七飯町字飯田町
二二三三一一 二二七

一、(有)古海電気商会

古海電気商会 (有)兼松 松吉商店

一、(有)シマデン産業

(有)シマデン産業 中島電機

一、(有)蛇名電気

檜山郡江差町字尾山町 檜山郡江差町大字泊村
二二三三一一 一一三 一一五九

組合員消息

一、二月下旬 上ノ国電気工業所代表者川島勝三郎殿 病氣入院

病氣入院

一、六月上旬 山崎電気商会(代表者山崎正殿)病氣入院

北海道電設工事(函館支社代表者佐藤輝夫殿)怪我入院

一、六月上旬 北海道電設工事(函館支社代表者佐藤輝夫殿)怪我入院

第36回 通常総代会開催する



昭和五十九年度の第三十六回通常総代会は、去る五月二十九日午後一時三十分より組合会議室に於いて開催された。

総代定数八十三名中八十名（委任状提出者十九名を含む）の出席であった。

開会に先立ち、商工組合中央金庫より当組合に対し

永年に亘り組織金融の推進並びに業界の発展に努めた功績を認める感謝状が贈られ、大倉理事長が受領した。

冒頭に大倉理事長は『相変わらず景気回復のきさしが見えない状況ですが、組合としてはニューメディヤ時代に対応できる体质をつくり、業界の地位向上を実現する様、又今後長期に亘る組合及組合員の活潑な活動ができる様努力する覚悟でありますので、皆様の一層のご協力を願いする』要旨のあいさつを述べ議長選出に移った。

議長に三立電気㈱酒井好一氏、副議長には㈱檜山電気工業上戸優氏が選出され議案審議に入った。

第一号議案 「昭和五十八年度事業報告並びに決算

について承認を求める件」

第二号議案 「昭和五十九年度事業計画案並びに予算案について承認を求める件」

についてそれ／＼理事者並びに事務局より内容説明と質疑応答が行なわれ承認された。

第三号議案 「除名しようとする組合員の審議について」

については、組合融資規約並びに定款に抵觸し、なお且再度の催促に對して無視を続けた組合員に対し、數度にわたる役員会で慎重審議の結果今回の措置となつた訳で、経緯説明のあと本人に出席してもらい定款の定めによつて「弁明」を求めたが、簡単な釈明要旨であつたため出席総代の一部は本人並びに理事者側に对して納得をせず、種々論議の結果向後二ヶ月の間に両者詰合いのうえ解決することとの折衷案で総代の了解

をとりつけこの議案は保留となつた。
第五号議案 「理事及び監事の任期満了に伴なう選挙について」

に移り、各支部二名計十八名の選挙管理委員を選出し定款に定められた無記名連記方式により、理事十五名監事三名の投票が行われた。

理事選挙では大鎌哲雄氏（大鎌電気㈱赤川支部）平井行衛氏（㈱平井電気 中支部）大久保智徳氏（大久保電気㈱福島支部）が新たに選出され、監事では上戸優氏（㈱檜山電気工業 江差支部）が選出された。

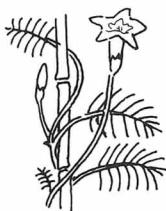
選挙後理事が別室に参集して正副理事長の互選を行い、引き続き大倉理事長、細川・吉田両副理事長を選任した。

以上すべての議案審議を終り午後五時三十分終了解散となつた。

追記II 第三号議案について、その後何回かの折渉の結果、本人の自由脱退ということで解決したのでつけ加えます。

脱退者名簿

一、中沢電気工業㈱ (代表者中沢一郎)	西支部
一、烟山電気商会 (代表者烟山清治)	中渡島支部
一、佐々木電気㈱ (代表者佐々木弘洲)	北支部
一、稻荷電機㈱ (代表者稻荷徳藏)	西支部
一、(有)日本電業 (代表者遠藤修三)	東支部
一、モリヤ電飾 (代表者森谷勇一)	東支部



新役員紹介



理事
平沼智子
樺電工業株式会社
代表取締役会長
大正九年五月生



副理事長
吉田要
函館拓北電業株式会社
代表取締役
昭和三年八月生



副理事長(西支部長)
細川政明
日本電機保全株式会社
代表取締役
大正六年一月生



理事長
大倉伸夫
大倉電気株式会社
代表取締役
昭和三年五月生



理事(江差支部長)
山崎鉄雄
大正九年六月生
共栄電気工業株式会社
取締役社長



理事(中支部長)
西岡大成
有限会社西岡電気
代表取締役
昭和二年十二月生



理事
金本慶三
有限会社ヤマト電気工業所
代表取締役
大正十五年一月生



理事(中渡島支部長)
佐々木三男
有限会社佐々木電気工業所
代表取締役
大正十四年三月生



理事
平井行衛
株式会社平井電気
代表取締役
大正十二年八月生



理事(八雲支部長)
後藤又蔵
昭和四年九月生
有限会社後藤電機商会
代表取締役



理事
佐藤征次
佐藤電気工事株式会社
代表取締役
昭和十三年九月生



理事(北支部長)
加賀秀雄
加賀電気株式会社
代表取締役
昭和六年八月生



理事(福島支部長)
大久保智徳
昭和五年二月生
大久保電気株式会社
代表取締役



理事(東支部長)
佐々木請作
佐々木電気商会
代表
昭和五年二月生

新加入組合員の紹介

昭和五十九年度新加入の七名の方を
ご紹介いたします。

(加入月日)(昭和五九年四月一日)

松橋芳男
昭和一七年六月二二日生
函館市戸倉町二三三一―六六
電話 五七一四七四六
昭和三七年一〇月川崎電気を経て、昭和五四年一月
独立開業

松橋芳男
昭和一九年五月二六日生
函館市若松町三九一九
電話 二二一九三五七
昭和三七年一〇月川崎電気を経て、昭和五四年一月
独立開業

松橋電気

塚田喜代春
ツカ電工

塚田喜代春
昭和五八年二月独立開業

大沢電気商会、(株)平井電気、石橋電気工事を経て、
昭和五八年二月独立開業

金電気(有)金子電気工事

金子正美
昭和二十四年七月三日生
上磯郡上磯町七重浜八七七四
電話 四九一三三七八

川口電気㈱、(有)北星電気工事を経て、昭和五二年四
月独立開業



お知らせコーナー

● 北電の引込線・計器工事の工量単価が四月一
日竣工分から次のように改訂されました。

- 一、引込線工事 一点当 一亜円(現行一亜円)
- 二、計器工事
- 高圧計器一点当 一亜円(現行一亜円)
- 低圧計器一点当 一亜円(現行一亜円)



石塚悠爾

(有)協同電気通信㈱

昭和二年一〇月三〇日生
函館市宝来町三三一―六
電話 二六一三三〇一



奥善守

(有)奥電機工事

昭和一八年一月一八日生
函館市豊川町二〇一六
電話 二六一七一四八

昭和四六年四月北斗電気㈱を経て、昭和五六年二月
独立開業



松田茂樹

(有)松電社

昭和一二年三月二一日生
函館市本通一丁目三四一四
電話 五四一六九二九



松田茂樹

昭和一二年三月二一日生
函館市本通一丁目三四一四
電話 五四一六九二九



カトウ電工

昭和二八年二月七日生
函館市鍛治一丁目三〇一
電話 五五一八五七〇

加藤純一

巴電工舎、函東電気、(有)光友電気工業所、(有)土田電
気を経て、昭和五八年五月独立開業



金子正美

昭和二十四年七月三日生
上磯郡上磯町七重浜八七七四
電話 四九一三三七八

独立開業

昭和四六年八月石島電気㈱を経て、昭和五六年九月
独立開業

隨筆

ふたたび中国へ 最終会

平沼智子

歓迎晩餐会。中国仏教協会主催である。代表者だけと言つ話であったが、全員が招待されるところで感激。縦十二センチ、横十八・五センチの横書きの招待状をもらう。封筒に「平沼智子先生」と墨書してあり

差出人は中国仏教協会、中の本文は処どころしか読めないが『人民大会堂三樓大厅挙行冷餐招待会』とあるから、人民大会堂附屬建物の三階の食堂で冷料理の晩餐会をするからと言う事なのだろう。「光臨」の文字が一段と大きく、何となく誇らしい感じを持つ。定刻より少し早目に正装して人民大会堂の正門に整列。場所は想像どおり三階の大食堂、外国の使節のレスポンションもここで行う由、エレベーターで三階へ。廊下も天井も広くて高くてゆったり通り越している。招待状を提示せよとの事で大きな招待状を持つ。エレベーターの入口左右に立つ人がチェックしているのである。

例の通り各テーブルに通訳が同席し卓は小さく七八人が精一ぱい。日本のレストランのように一段式の廻り卓には一度もお目にかかるない。今回も前回もそうであったが…。中国人だけの卓もいくつかありおそらく日本語の出来ない人達の陪席なのである。料理はセルフサービス。「冷餐」とあつたが蒸したもの、あたゝめたものもある。好きなものを好きなだけ卓に持ち帰るので、目の前に大皿を置く事はないから、卓の小さいのが納得いった。アルコールはほんの申わけ程度、あとはすべてジュースである。

御座主様や趙撲初法師はじめ要人や長老の挨拶がついたが、今夜は何度も乾盃で立上る事はなく静かな

宴会であった。日本人のようく歌つたりさわいだりと言つ事はあまりしないのだろう。盃のやり取りと言う風習も日本人だけのものらしい。

十月二十四日、いよいよ最後の日程となる。八時三十分出発。今日は「明の十三陵」と「万里の長城」の見学。昨日より少し寒さがやわらいだ感じである。パンフレット通り参道に石人、不像が並ぶ。文官、武官、ラクダ、獅子、象等各々二体づ。獅子（？）は二種類あり何とも表現出来ないので獅子であろうと衆議一決。象とラクダは立像と坐像で象は前足を折らずに前にはげ出している。幼児の座り方と同じである。動物もこのような座り方が出来るのかどうか疑問を持ったが面白い構図である。

長陵。墓は円墳であるがまだ発掘して居らず墓前の建物を見学。参道の突きあたりにあり最も規模が大きい。正面に祾恩門が建つ。次に祭壇、明楼とつづく。

祭壇には「五供」と称して中央に香炉、左右に壺と椀が各々一ヶ宛並ぶ。建物にヒケを取らない大きさの五供である。勿論大理石。少しすゝけて純白には程遠いが…。

祾恩殿は間口六十七メートル、奥行三十メートルの建物で、殿中に大人三人手をつなぐ位の太さの「金糸楠」の丸柱が二十本ならぶ。死してもここで大臣と会議を開くつもりなのだそうだ。

定陵。ここは一九五七年に発掘が終った。埋葬され

ていた棺及び着衣、装飾品等、出土品約三千点が展示されている。この陵は「万歴帝と二人の後の陵」で奥の后殿に帝が、左右の室に后が安置されていた。万歴帝は十才で即位し、二十二才で墓作りを開始する。六年の歳月と白銀八〇〇万両を費す。当時の国家の一年分の財政に相当するとの事である。

后殿の前中央、享殿に漢の白玉製の玉座が三つ、日本では天皇の席を玉座と言うが、ここでは玉石製の椅子で文字通り玉座である。玉座の前に灯明用の油を入れる大きな壺があり「長明灯」と言う由。私が見学した時は油は入っていないなかつた。后殿はアーチ型の天井で梁一本も使用せずすべて石造である。

入口に巾約三十センチ、丈三メートル位、厚さ五センチ程度の石材がたて掛けた。碑にしては何も書いていないし、中途半端な寸法の石材で何をするものかと不思議に思いながら地上に出たら、同行の僧（日本の話では門ではないかとの事、扉を始めた内側の天井から落ちるようになっていたらしい。発掘の時どうしても扉を開ける事が出来ず、横から穴を掘って入ったとの事、ただ／＼感心して聞くのみである。

副葬品は甲冑、剣、皇后の玉や宝石をちりばめた装身具、金銀の器物等で、経典らしい本も展示されている。出土品の中に「金貨」があり興味を引いた。一つは直径五センチ位で「延寿消災」の文字が、他の一つはハーセンチ位の大きさで「如意吉祥」と読める。

何にしても地下二十七メートル、奥行八七・三四メートル、一、一九五平方メートルの墓であり、型式は前方後円墳であるが、日本の古墳の型式と違い前方の長さが非常に長い。これはいろんな部屋がいくつもついている為であろう。図に書けばごほんを盛るヘラのような形である。

内部の最大の巾は四七・一八メートルとの事で、この部分が后殿と左右の皇后の棺の安置されていた場所に当る。国土の広い中国にあっては土地は広く自由に使えると言うだけに止まらず、巨大な建物を作ることいふ事は権力の誇示であり、民衆の威圧の為せひ必要

な事だったと思。

地上に出るにしてもいくつもの踊り場を取った階段はせまく、入る人、出る人が一緒に大変な混雑だった。観光客は吾々外国人だけではなく中国人も沢山来ていた。



歓迎晚さん会
左より2人目筆者。右は通訳

万里の長城——八達嶺。万里の長城の見学場所として最も有名な「八達嶺」に向う。八達嶺は燕山山脈の要衝で海拔千メートル、昇り口に立って見あげると同時に「ウーン」とうなってしまった。建造物としては世界最大、月面に立って地球を見ると、この長城だけは見えるだろうと言はれている。長さ六〇〇キロ、日本のみの椎内、鹿児島間の約二・五倍の距離に相当する。

構築の歴史は古く紀元前五〇〇年頃の「周」の時代から、「燕」「趙」等の国家の興亡の末「秦」の始皇帝の時に統一する。それ迄は各国が自分の国と匈奴との国境に築いていたものを、始皇帝が整備し切っているところをつないで延々と現在の長さにした。その後「漢」代に入つて尚堅固なものにして現在に至つては高さ七一八メートル、巾十一十二メートル位で大人が十人位並んで歩ける。下部石材、上部レンガ（日本のレンガの十倍の大きさ）積み、要は八達嶺の稜線を右え曲り、左えカーブし、谷を下つて山に昇る。峰から峰え天井のない廊下がつゞいていると思えばよい。略百メートルおきに塔屋のような監視所を作り常時見張りがいた由。又、地下通路も出来ている。連山の頂上

甘肅省の嘉峪関でこの城壁の末端をみたが、このあたりになると土堤だけとなり構築物はなかった。どの辺から城壁がなく土堤となっているのだろうか。八達嶺は首都にも近く手入も行き届いているのだろうか。八達嶺は城壁と言える。壁のところどころに銃眼（その頃は弓矢であったろうが……）の穴がレンガ一枚分位の大きさであけてある。夏はとも角、冬の寒気のきびしい時の守備兵の辛苦の程が思いやられる。

始皇帝が整備した時、十年の歳月と三十万人の労働者が使役された。現在、科学の粋を集めての青函トンネルの歳月を思うと、二千五百年前、延々六〇〇キロを峰を昇り、谷を超えて、川を渡つての作業である。考えれば考へる程うならざるを得ない。

中国人は長城に匹敵するものは天空にかかる「天の川」しかないと豪語したそうだが、稜線から稜線を蛇のように縫う城壁を見ると素直に脱帽出来る。

別れ。今夜は最後の夕食会。若いお坊さん達が紹興酒の壺をあけている。その壺がとてもすばらしくカラになつたのをもらう。

部屋に帰つて帰国の仕度。さてこの壺と天台山の密柑の籠をどうするか、頭の使うところはここかと工夫。そして全部持ち帰つた。籠は布を張つて小物入とし壺は床の間に納まつて中国の国花「牡丹」が丁度よく開いている。

を目の届く限りこの廻廊がつづいている。「万里の長城」と言うが城ではなく城壁、防衛壁である。

現在の中国では国内第一の觀光地であるが、古代は國を守る最前線であった。匈奴はこの海拔千メートルの燕山山脈の頂に連なる分厚い城壁を越えなければ、侵入する事は出来ない。前年シルクロードを旅行し、

電気工事業法による

『みなし電気工事業者』

の届出について

電気工事業において、請負工事金額が二〇〇万円以上（昭和五九年十月一日以降は三〇〇万円以上に改正される）の工事を施行する者は、建設業許可を受けたうえで電気工事業開始届を提出しなければならないと言ふ二本建ての手続が必要で、この手続を完了した者を「みなし電気工事業者」と称しています。

電気工事業法第三条第三項に基づく「みなし電気工事業者」の届出事項の事務処理が、昭和五九年四月一日から変更になりましたが、未だ周知されて居らない方もあるやに見受けられますので、その取扱いについて誤りのないようご留意願います。

一、開始届出及び建設業許可の更新に伴なう変更届出について

(一) 届出番号

開始又は変更届出のときに新番号とする。

番号は歴年ごと整理し、その頭にその年の数字を付けること。

(二) 届出年月日

月日とする。

(イ) 開始届出の場合は、電気工事業を開始した年月日とする。

(ロ) 建設業許可の更新に伴なう届出の場合は、届出の年月日とする。

(三) 届出受理通知書

開始又は変更届出があつた場合は、届出受理通知書を交付する。

なお、通知書の記に3として「有効期間満了年月日を追加し、建設業許可の有効期限を記入する。」

(四) その他

変更届出書には、前回届出受理通知書を添付して返戻すること。

なお、変更届出は有効期間満了前に提出すること。

居の扱いが必要とする

二、その他の変更届出について
前記一以外の変更届出にあっては、「電気工事業
に係る変更届出書(規則第25条の様式¹⁹)」を三部
組合に提出、一部に支庁受付印を押印して交付す
る。

従来この「みなし電気工事業者」は電気工事開始届を提出したときに届出番号が付され、以降届出番号は変ることなく、建設業許可の更新を完了したときに変更届（建設業許可年月日、許可番号の変更）を提出するだけによかったのですが、届出番号が変わらないと言ふことで変更届の提出が大変ルーズであったとも言えます。

このたびの改正により、届出番号の有効期間は建設業許可の有効期間（三年間）と全く同じになり、建設業許可の有効期限内に変更届を提出し、新らしい届出番号が付されることになります。

建設業許可の有効期限が過ぎた場合は新規に電気工事業開始届を提出することになりますので、建設業許可の更新を早めに完了し、電気工事業法による変更届も必ず期限内に提出するよう注意して下さい。

なお、相当数の組合員が建設業許可の手続きを、代行・商工会・会計事務所等に委託していると思いまですが、このようなところでは電気工事業法については全く閑知して居りませんので、充分ご注意願います。



第一回 総会開催さる

「みかど莊」に於いて開催されました。

去る四月一四日、組合青年部の昭和五九年度総会が
藤職員が出席し、午後五時伊東理事（ユタカ電機株）
の司会により開会されました。

当日は会員三一名中二六名に加え組合事務局から佐
藤会長に引き続き平沼部長（権電工業㈱）の挨拶
があり、次いで新入会員の松田電気商会松田正志氏が
紹介されました。

議長に大鎌副部長（大鎌電気株）が選出されて議事審議へとすすみ、昭和五八年度事業報告及決算報告のあと昭和五九年度事業計画案及予算案が審議されました。

昭和五八年度の事業として五八年六月一五日の青年部設立総会の開催、一〇月二四～二五日の全日電工連青年部代表者会議への出席、五九年二月二四日の新年会開催等が報告され承認されました。

昭和五十九年度の事業計画案としては、施設の見学会講演会の開催、スポーツ大会の開催、新年会の開催等が提案されました。施設の見学地としては知内の大力発電所や森の道南地熱エネルギー開発等が候補にあり、スポーツ大会としては多くの会員が参加できるボーリング大会が良い等の意見が出され承認されました。議事審議は順調にすすみ、午後六時総会は無事閉会となり、引き続きその場で懇親会が行なわれ、全員が親睦をさらに深め、今後の部活動に全員が積極的に参加していくことを誓い合って午後八時終宴いたしました。

北見、帯広、小樽に次ぎ北海道で四番目に誕生したこの青年部も設立以来約半年間、さまざまな反省点を見い出し修正しながら昭和五八年度の活動を行なつてきました。

昭和五九年度は北海道の中心である札幌にも青年部が出来るとのこと、私達一同他に負けないよう努力していくたいと思っています。組合員皆様のご指導をお願い申し上げます。

電気工事法に基く 立入検査の実施

(6)	(5)	(4)	(3)	(2)	(1)	1	指 摘 事 項
							標 識
現場用標識はあるが掲示していない	店頭用標識が誤っている	店頭用標識の記載事項が誤っている	店頭用標識を掲示していない	店頭用標識が不適当である			
現場用標識の備付けがない							
5	5	1	3	1			組合員
7	2		1				員外者
9	7	5	1	4	1		計

三月一二日から三月二三日の間に、延べ五日間一四事業者（組合員一、非組合員一三）に対して電気工事業法に基く渡島支庁の立入検査が実施されました。検査の結果指摘された主な事項は別表のとおりですが、標識の掲示について指摘されたのが最も多く二七件もあります。店頭用の標識については登録年月日および登録番号が登録更新前のまゝ記載され訂正されて居らない。現場用標識については備付をしてあるが掲示したことがないとか全く備付けをしていないといったものであります。

工事整理簿についての指摘事項では注文者・施工場所の記載誤りが多く、この二欄を使って一つの事項を記入している誤りが大多数であります。検査実施事業者数二四件で指摘事項六〇件は多すぎます。別表を参考にされて、各項目に亘り再点検をしてみて下さい。

所得税法の一 部改正

税務署だより

◎ 白色申告者の記帳制度等
所得税法の一部改正により、事業所得、不動産所得、山林所得（以下、これらを事業所得等といいます）のある人のうち、青色申告をしていない人（白色申告者）

2	工事整理簿	(1)	(1)	(2)	(3)	(4)	(1)	3	(4)	(3)	(4)	(3)	(1)
								配線図等関係書類					
								保存が不備である					
								その他					
								変更事項の届出がされていない					
								建設業の許可を受けたが届出をしていない					
								不 在					
								建設業の許可の更新をしていない					
								36	1	1	2	2	2
								24			1	1	3
								60	1	1	4	4	4
											5	5	5
											6	7	1

▼ 記帳制度

前述の記帳制度の対象とならない人でも、昭和五十八年分の確定申告書を提出した人は、その業務に関して作成または受領した書類や帳簿を整理して、五年間保存することとされました。この場合は、昭和六十一年一月一日の取引に関するものから保存することになります。

▼ 収支内訳書の申告書への添付制度

事業所得等を生ずべき業務を行う人が、確定申告書を提出する場合には、事業所得等の総収入金額と必要経費の内容を記載した収支内訳書を、確定申告書に添付しなければならないこととされました。なお、これは、昭和五十九年分の確定申告書から添付することになります。

▼ 総収入金額報告制度

事業所得等を行なう人で、その年中の事業所得等の総収入金額の合計額が五千円を超える人（その年分の確定申告書を提出している人を除きます）は、その収入金額の合計額などを記載した総収入金額報告書を翌年三月十五日までに、税務署長に提出しなければならないこととされました。

したがって、昭和五十九年中の事業所得等の総収入金額が五千万円を超える人は、所得税の確定申告書を提出する必要がなくとも、この報告書を昭和六十年二月十五日までに提出しなければなりません。詳しくは、最寄りの税務相談室か税務署にお尋ね下さい。

あかるい明日を技術でひらく

東芝電材株式会社

函材株式會社
館 嘉業所

040
函館市大繩町二十一番十四号
電話四一三三四一
函館

吟味する

松下电工株式会社

函館出張所

函館市昭和一丁目三〇の二
電話 四一五八二二

工事材料・電化製品

丸晃電氣株式會社

函館市西桔梗町五八九一四九
電話四九一三二一三

電気設備機器資材の総合卸商社

大興電機株式会社

本社
営業所
函館市西桔梗町五八七一〇七
電話代四九一六二二一一番
山越郡八雲町内浦町一〇七
電話(035)三二三六九番

三菱電材特約店
あらゆる電設資材卸

函館市西桔梗町五八九一—〇八
電話 四九一六二二六

電設資材・機電綜合卸

進和電機株式会社

040
函館市松川町三四一
電話四二一六二三三

明日をひらく電設資材の総合卸商社

株式会社 工三ヤ商会

函館市富岡町一丁目四一一七
電話 四三一三〇一一(代表)
本社 札幌・営業所 釧路、苫小牧

電氣工事材料
音響通信機器
総合商社

石垣電材株式会社

函館営業所 040-063-060
支店 社会小牧市中央区北六条西二丁目一一番地
函館市新中野二丁目一一番地
函館市中島四丁目一一番地
五町六番地
五町六番地
五町六番地
五町六番地